

十和田市の一部地域で家事用に限り

直接投入型ディスポーザの設置・使用が可能です。

十和田市において、平成 25 年 9 月 1 日から公共下水道(十和田処理区、焼山処理区)及び農業集落排水施設をご利用の方について、家事用に限り、直接投入型ディスポーザの使用が可能となっております。

直接投入型ディスポーザとは

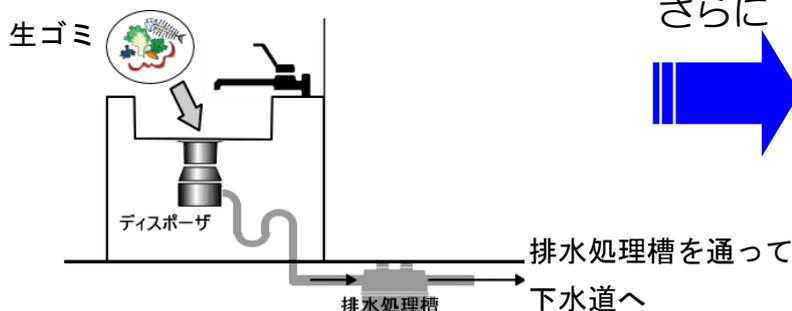
ディスポーザ(生ごみ破砕機)とは、生ごみを破砕し水と一緒に下水道管に流す機器で、台所流し台の下に取り付けます。

今回、十和田市において設置・使用が可能となった直接投入型ディスポーザとは、粉碎された厨芥※を含んだ排水が、直接下水道へ排出されるもので、単体ディスポーザとも呼ばれます。

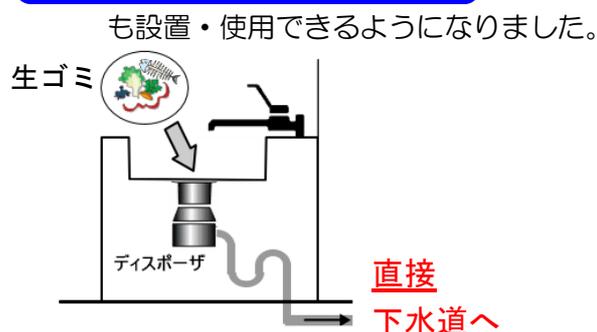
※ 厨芥(ちゅうがい)…台所から出る、野菜くずや食べ物の残りのごみ



今までの排水処理槽付ディスポーザ



直接投入型ディスポーザ



※排水処理槽付ディスポーザはこれからもそのまま使用できます。

いつから使えるの？

平成 25 年 9 月 1 日から設置・使用可能です。
(事前に上下水道部への届出が必要です。)
(市指定排水設備工事業者以外は設置工事を行えません。)

どこで使えるの？

十和田市において、公共下水道(十和田処理区及び焼山処理区)及び農業集落排水施設の処理区域で下水道を利用される方が、設置・使用できます。なお、一般家庭の家事用に限ります。

誰が使えるの？

(合併・単独浄化槽では直接投入型ディスポーザの使用はできません。)

使える機種は？

下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)(平成 25 年 3 月)認証製品のディスポーザ本体部分で、管理者が認めたものに限ります。
(ただし、平成 27 年 3 月 31 日までは旧建築基準法第 38 条の規定に基づき配管設備として建設大臣が行った認定、又はディスポーザ排水処理システム性能基準(案)(平成 25 年)に基づき評価機関が行なった適合評価を受けたもののディスポーザ本体部分で、管理者が認めたものも可。)

1. 直接投入型ディスポーザを使用するメリットは？

- ・ごみ捨て作業の軽減
- ・ごみ収集場の臭気・鳥獣被害の軽減
- ・台所環境の向上（臭気・害虫の軽減） などが挙げられます。

2. 費用はかかりますか？

直接投入型ディスポーザの設置工事費、稼動に必要な電気・水道の料金は自己負担です。

3. 設置したいのですが、どこへ頼んだらいいですか？

設置工事は、十和田市指定排水設備工事業者へご依頼ください。

直接投入型ディスポーザは排水設備ですので、十和田市指定排水設備工事業者以外は施工できません。

4. 直接投入型ディスポーザは何でも流すことができますか？

生ごみ以外のものは流してはいけません。

また、生ごみであっても、流せないものもありますのでご注意ください。

[例]

流せるもの	流せないもの
<ul style="list-style-type: none">・残飯、調理くず (野菜くず、果物くず、麺類、魚類、肉類など)	<ul style="list-style-type: none">・卵殻、貝殻・牛の骨、豚の骨、鳥の骨・玉ねぎの皮、とうもろこしの皮、多量のセロリなど繊維質のもの・生ごみ以外のもの (金属、ガラス、陶器、石、木、プラスチック、ゴム、ビニールなど)

※ここに記載したものはあくまで代表例であり、設置機種により異なります。

5. 十和田市で下水道を利用していますが、 直接投入型ディスポーザを必ず設置しなければいけませんか？

直接投入型ディスポーザの設置は義務ではありません。設置については、ご自身で判断されるようお願いいたします。



直接投入型ディスポーザの導入に便乗した、悪質な訪問販売などにご注意ください。



こちらの内容について、ご不明な点はお問い合わせください。

問い合わせ先 十和田市 上下水道部 下水道課 工務普及係

〒034-0083 十和田市西三番町1番37号

電話 0176(25)4015(直通)

F A X 0176(25)4016